

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

**鳥取県教育委員会規則第8号**

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和62年鳥取県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。